

市政記者クラブ 様

令和6年3月28日
総務局職員部人事課 担当 齊藤 (972-2121)
子ども青少年局総務課 担当 加藤 (972-3191)
経済局総務課 担当 梅村 (972-2402)

職員の懲戒処分について

下記のとおり本日付で職員の懲戒処分を行いましたのでお知らせします。

記

1 子ども青少年局主事による痴漢行為について

事案の概要	令和5年11月21日(火)8時13分頃、地下鉄東山線の覚王山駅～池下駅を走行中の車両内で、左手で女性の身体に触れる痴漢行為をしたとして、現行犯逮捕され、令和6年2月26日(月)に不起訴処分(起訴猶予)となったもの。
被処分者の所属・補職・処分内容	子ども青少年局主事 男性・32歳 停職4月
処分年月日	令和6年3月28日(木)

2 経済局主任研究員による暴行について

事案の概要	令和5年12月21日(木)22時30分頃、酒に酔った状態で、西区内の飲食店において、店主の女性の胸元を突き飛ばして転倒させる暴行を加えたとして、同日逮捕され、令和6年1月22日(月)に不起訴処分(起訴猶予)となったもの。 市が上記の事案を調査する中で、約5か月前にあたる同年7月5日(水)の未明にも、西区内の別の飲食店において、酒に酔った状態で上記事案と同一の女性と口論となり、仲裁に入った知人を突き飛ばす暴行を加えたとして逮捕され、同月21日(金)に不起訴処分(起訴猶予)となっていたことが判明したもの。
被処分者の所属・補職・処分内容	経済局主任研究員 男性・57歳 停職1月
処分年月日	令和6年3月28日(木)